



月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.5.11

No. 3215

交渉

5/2

3・21スト「集約問題」に関し

「乗客よりも会社の根幹を優先させた」

(動労千葉対策)

千葉支社

馬脚を表わした当局

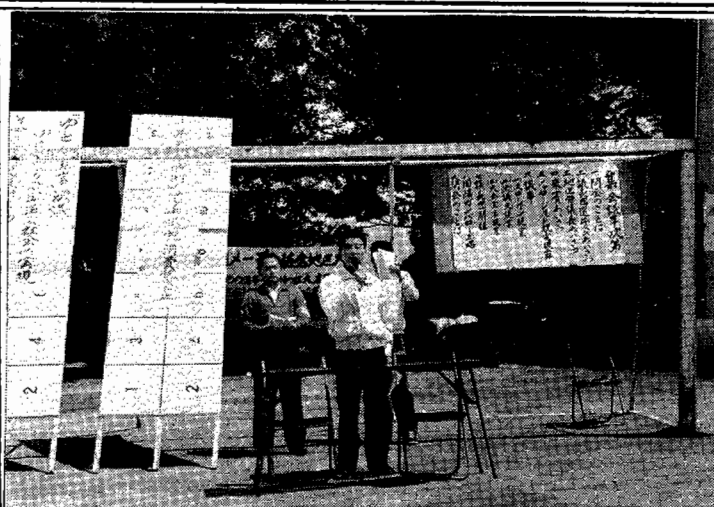
五月二日、千葉支社において、「三・一八ストに対する勤務認証問題」など、懸案要求の前進をはかるため、団体交渉を行った。

特徴的だったのは、交渉に三時間を要しながら、当局は何ら具体的説明を行わず、「回答書の通り」等を繰り返すのみで、不誠実極まりない態度に終始したことである。

しかし、交渉員のするどい追及の前に、「ポロリと本音」をもらす場面もあり出席者の新たな怒りをかき立てた。

交渉の概要

- ①「九〇年度の『研修』計画について具体的示せ」「要員配置が行われるまで前施策は行わないこと」「社員の資質向上のため必要。現行要員で可能」「計画は別途説明する」「別途説明では説明になってない。何の具体的裏付けもなく『可能』といっても納得しかなさう」「早急に具体的説明を求めろ」
- ②「三・一八ストを、争議として認めない根拠を示せ」
- ③「三月十八日、争議行為に対する勤務認証は『争議』とし、『不参』非認による不当処分策動を中止すること」
- ④「出務表等取扱規程の定めに基づき『否認』『不参』として処理される」
- ⑤「……」「十九日以降ストに入るということであつた。十八日とはいってなかつた」
- ⑥※全面的批判を行う。
- ⑦「会社側は、二言目には『乗客のため』と言っているが、三月二日の『復帰問題』について、会社側は、乗客よりも動労千葉対策を優先させたではないか」
- ⑧「乗客よりも会社の根幹(※動労千葉対策)を優先した」
- ⑨「……」(否定せず)



佐倉地区で「事業団闘争」を訴える。(事業団支部・林支部長)

- ⑩「乗客を無視し、動労千葉対策に集中していたということですね」
- ⑪「……」(否定せず)

このほか、スト破りへの褒賞金支払いは、正当な争議行為への介入であり、不当労働行為である。直ちに

撤回することを求め、強制配転者の原職復帰、復帰までの間、賃金引き下げを停止することを強く求めたが、当局は、「社員の移動は、就業規則に基づき公正に判断し実施している」「基本給の調整は賃金規程三〇条八項を適用している」と木

で鼻をくくる回答に終始し「時間切れ」を理由に引き続き協議となった。われわれは、千葉支社とJR総連が癒着し、行っている差別・選別、強権的労務政策を厳しく弾劾し、早急に交渉を再開するよう求め、その日は終了した。

「乗客よりも会社の根幹を優先させた」

五月十日付「読売新聞」朝刊に「千葉動労、前倒しスト」JR、初の処分へ」と題して、JR東日本がいよいよ不当処分を行う方針を決めたことが報じられている。

この処分策動は、JR総連と一体となったJR東日本のスト圧殺体制を三、一八ストがぶち破り、ストの威力と清算事業団闘争の正義性が満天下にあきらかとなり、清算事業団闘争の全社会的な高揚をつくりだしたことに對する反動である。

ただただ動労千葉の組織破壊のみを狙った悪らつきわまる攻撃だ。一切の組織破壊を許さず、不当処分策動粉砕へ、総力あげた反撃体制をつくりあげよう！

以下、何回かにわたり、不当処分粉砕にむけて、今回の処分策動について